令和4年5月20日議決

(目的)

第1条 この基準は、各務原市福祉有償運営協議会(以下「協議会」という。)の傍聴 に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴の取扱)

- 第2条 協議会は、各務原市福祉有償運送運営協議会会長(以下「会長」という。)の 許可を得た者(以下「傍聴人」という。)が傍聴することができる。
- 2 会長は、第7条、第8条及び第9条の規定に従わない者のほか、必要があると認 めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(傍聴の定数)

(傍聴の手続き)

第3条 傍聴人の定数は、協議会の進行を妨げない範囲において会長が定める。

第4条 協議会を傍聴しようとする者は、受付において台帳に、住所及び氏名を記入 しなければならない。

(傍聴席以外の入場禁止)

第5条 傍聴人は、傍聴席以外に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

- 第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。
  - (1) 銃器、火薬、その他危険物を持っている者
  - (2) 酒気を帯びていると認められる者
  - (3) ラジオ、拡声器、マイク等協議会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
  - (4) 前各号のほか、会長が職務執行上、支障があると認める者 (傍聴人の守るべき事項)
- 第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。
  - (1) 静粛を旨とし、騒ぎ立てるなど協議会の妨害となるような行為をしないこと。
  - (2) 協議会における言論に対して、拍手その他の手段により、可否を表明しないこと。
  - (3) 前各号に定めるもののほか、協議会の秩序を乱し、又は協議会の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、動画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において、写真、動画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た者は、この限りでない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

附則

- 1 この基準は、令和4年4月1日から適用する。
- 2 各務原市福祉有償運送運営協議会傍聴基準(平成17年8月31日決裁)は廃止する。